

長野市陸上競技協会特別強化事業補助について

(趣旨)

- 1 この規定は、長野市陸上競技協会(以下「市陸協」という。)が運営する特別強化事業について、公益財団法人長野市スポーツ協会(以下「市スポーツ協会」という。)からの負担金を予算の範囲内で補助することについて必要な事項を定める。

(補助対象)

- 2 補助対象は市スポーツ協会の掲げる4つの重点目標(1 競技人口の拡大 2 競技の普及・振興 3 加盟団体の強化 4 競技力の向上)に沿った事業とし、補助対象事業の内容、対象者、補助対象経費及び補助率等は次の表のとおりとする。

補助対象事業の内容		対象者	補助対象経費	補助率等	
選手強化事業	1	全国大会出場レベルの強化指定選手を対象とした長野運動公園陸上競技場入場料	市陸協が指定した全国大会出場レベルの強化指定選手及び指導者	実費	10/10 ※通年券、回数券、入場ごとの入場券とし、合理的かつ経済的なもの
	2	全国大会出場レベルの強化指定選手を対象とした強化合宿、強化試合	市陸協が指定した全国大会出場レベルの強化指定選手及び指導者	強化指定選手及び強化認定指導者の強化合宿、強化試合への次のもの 1 宿泊費 2 指導者の謝金 3 施設使用料、設備・備品使用料 4 スポーツ等保険料	1 宿泊費 1日5千円/1人 以内 かつ年間15日まで/1人上限 2 指導者の謝金 1日3500円/人 3 施設使用料、設備・備品使用料(空調代を除く) 実費の2/3以内 4 保険料 実費
	3	北信越大会出場レベルの指定選手を対象とした強化合宿、強化試合	市陸協が指定した北信越大会出場レベルの指定選手及び指導者	指定選手及び認定指導者の強化合宿、強化試合への次のもの 1 宿泊費 2 指導者の謝金 3 施設使用料、設備・備品使用料 4 スポーツ等保険料	1 宿泊費 1人3万円以内/年 2 指導者の謝金 1日3500円/人 3 施設使用料、設備・備品使用料(空調代を除く) 実費の2/3以内 ※日常練習時の競技場入場料は除く 4 保険料 実費

選手強化事業

4	<p>駅伝部を対象とした強化合宿、強化試合</p>	<p>市陸協が指定した選手及び指導者</p>	<p>指定選手及び認定指導者の強化合宿、強化試合への次のもの 1 宿泊費 2 指導者の謝金 3 施設使用料、設備・備品使用料 4 スポーツ等保険料 5 市町村駅伝（小学生駅伝を含む）、県縦断駅伝参加料 6 交通費</p>	<p>1 宿泊費 (1)選手…1人3万円以内/年 (2)指導者…1日5千円/人 以内かつ年間15日まで/1人上限 2 指導者の謝金…1日3500円/人 3 施設使用料、設備・備品使用料（空調代を除く）…実費の2/3以内 ※日常練習時の競技場入場料は除く 4 保険料…実費 5 市町村駅伝（小学生駅伝を含む）、県縦断駅伝参加料…実費 6 交通費 (1)鉄道の場合 出発最寄りのJR、私鉄駅から目的地の最寄り鉄道駅の普通料金とし、経済的合理的経路により算出した金額とする 特急料金は運行する線路による片道100km以上、普通急行料金は運行する線路による片道50kmとする (2)自家用車の場合（1台あたり） 出発地から目的地までの距離を1kmにつき37円で計算した額を上限とする 高速道路使用料は出発地最寄りインターから目的地最寄りインターまでの高速道路使用料とする</p>
5	<p>講習会・合同練習会等</p>	<p>市陸協が主催・共催する講習会及び合同練習会にかかる経費</p>	<p>1 招へいする優秀選手・指導者 (1)宿泊費 (2)交通費 (3)謝金 (4)日当 2 施設使用料、設備・備品使用料 3 スポーツ等保険料</p>	<p>(1)宿泊費 自宅から会場まで片道50km以上に該当し、かつ、理事長が認める場合に限る 1 泊朝食付きは11600円、1泊素泊まりは10900円を上限 食卓料として1泊朝食付きの場合は夕食代として1500円を、1泊素泊まりの場合は夕・朝食代として2200円を別途支給</p>

選手強化事業

				<p>(2)交通費</p> <p>①県外から招へいする場合 鉄道運賃とし、出発最寄りのJR、私鉄駅から目的地の最寄り鉄道駅の普通料金とし、経済的合理的経路により算出した金額とする 特急料金は運行する線路による片道100km以上、普通急行料金は運行する線路による片道50kmとする</p> <p>②県内から招へいする場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電車利用の場合 上記①のとおり ・自家用車利用の場合 出発地から目的地までの距離を1kmにつき37円で計算した額を上限 高速道路使用料は出発地最寄りインターから目的地最寄りインターまでの高速道路使用料とする ・市内の中学・高校教諭の場合 500円 <p>(3)謝金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上限3万円/日(半日1.5万円)とする <p>ただし、オリンピック等著名な選手・指導者については、スポーツ庁の「オリ・パラ・ムーブメント全国展開事業における謝金単価」に準ずる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内の中学・高校教諭の場合 1日3500円/人 <p>(4)日当</p> <p>終日の講習会・合同練習会の実施において講師への昼食の提供が必要な場合はこれに充て、1日千円/人を上限とする</p> <p>※日当支給の対象者は県外から招へいする優秀選手・監督に限る</p>
6	競技・トレーニング用具整備	市陸協が必要と認めたもの	<p>1 競技及びトレーニング用具の購入費及びリース代</p> <p>2 競技及びトレーニング用具の修繕費</p>	理事長が認めたものに対し10/10

選手強化事業	7	全国大会出場補助	市陸協が指定する全国大会への出場者	補助対象大会 ・国体(国スポ) ・全国高校総体 ・全国中学校 ・全国高校駅伝 ・全国中学駅伝 ・日本選手権 ・全日本実業団 ・U16、U18、U20 1 駅伝チーム 2 リレーチーム 3 個人	1 大会につき 1 1チーム3万円 2 1チーム1.5万円 3 1人3千円
	加盟団体強化事業	1	指導者及び審判員育成事業	市陸協が認定した者	1 日本スポーツ協会及び日本陸上競技連盟等の公認スポーツ指導者の資格取得及びスキルアップ研修会参加に係る経費 (1) 宿泊費 (2) 交通費 (3) 登録料 (4) 更新料
2 日本陸上競技連盟等の公認審判員の新規資格取得及び昇格に係る経費等 (1) 新規取得・昇格のための審査料 (2) 長野陸上競技協会指定の服飾の補助					1 新規取得・昇格審査料 3千円/人 2 指定半袖ポロシャツ及び指定帽子
3 市陸協が指定する指導者養成研修に係る研修手当					一般・大学生 2千円 高校生 1千円
4 審判功績者進呈品 審判手帳の審判実績記載欄が満記載(参加230日分)となった者への進呈品					長野陸上競技協会指定の次のもののうち一人につき希望の品一つ ・半袖ポロシャツ ・長袖ポロシャツ ・帽子 ・ベスト ・ハーフパンツ ・薄手ウインドブレーカー
普及・振興事業	1	イベント開催	1 市陸協が指定した競技会	運営にかかる経費 1 運営要員(役員、審判員及び補助員等)の日当、交通費 2 施設使用料、設備・備品、消耗品使用料 3 印刷製本費(プログラム、賞状等) 4 保険料	長野市内高等学校陸上競技大会 8万5千円/年
			2 普及のための陸上イベント		日当 3500円/日 交通費 500円/人

普及・ 振興事業	2	陸上教室開催	市陸協主催の陸上教室	1 講師及び助手の謝金 2 施設使用料、設備・備品、消耗品使用料 3 印刷製本費(終了証、テキスト等) 4 保険料	シニア陸上教室 4万円/年
	3	中学校合同部活動	中学校運動部活動の地域移行を見据え、市陸協が必要と認める者	1 謝金 2 交通費	1 謝金 3500円/人 2 交通費 500円/回
	4	部活動地域移行に係る検討のための会議及び打合せ会	中学校運動部活動の地域移行を見据え、市陸協が必要と認める者	1 日当 2 交通費 3 施設使用料	1 日当 1500円/人 2 交通費 500円/回

※前項の規定にかかわらず、理事長が特に必要と認める事業については補助することができる。

(活動計画の提出)

- 3 補助金の交付申請をしようとする者は、市陸協が定める日までに、当該年度の計画を関係部長に提出しなければならない。
- 4 市陸協関係部長は提出された計画をまとめ、経理部長に提出しなければならない。また、経理部長は理事長にその内容を報告しなければならない。

(実績報告)

- 5 補助金の交付を受けようとする者は、補助事業が完了したときは、市陸協が指定する日までに領収書を経理部長に提出しなければならない。
- 6 経理部長は領収書の提出を受けた後、理事長に事業ごとの報告をしなければならない。

(補助額の確定)

- 7 理事長は、補助事業の実績報告を受けたときは、報告書等の書類審査及び必要に応じて行う現地調査により、補助事業の成果が補助の条件に適合すると認めるときは、補助額を確定する。

(立入検査)

- 8 理事長は、補助金に関し必要があると認めるときは、補助金の交付を受けようとする者に対して報告を求め、若しくは関係者に質問させることができる。

(補助金の経理)

- 9 経理部長は、補助事業の経理について、その収入の状況を帳簿によって明らかにしておくとともに、当該帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後10年間保管しておかなければならない。

(補則)

- 10 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

(改廃)

- 11 この規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附則

附則

この規程は、令和4年9月11日から施行する。
この規程は、令和5年3月11日から施行する。
この規程は、令和5年6月13日から施行する。
この規定は、令和6年3月2日から施行する。